

平成20年(2008年)6月23日付け滋人推第177号による
公文書非公開決定に係る理由説明書

【理由説明】

本件で請求のあった公文書は、人権施策推進課が保有する同和地区の地名が分かれる文書、同和地区の区域が分かれる地図および同和地区に設置された地域総合センターが分かれる文書である。

同和問題は、日本固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。

昭和44年の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、特別法に基づき国や地方自治体による関係諸施策が講じられ、多くの人々の努力によって解決に向けて進んでいるものの、本県が平成18年度に実施した県民意識調査において、同和問題に対して誤った理解や考え方を持つ人が少なからずいるという結果が出ており、また、今日においても差別事象や差別事件が発生している状況がある。

このため、本件で請求のあった公文書はいずれも特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると判断し、非公開の決定を行ったものである。